

京都府安心・安全な妊婦出産確保事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、出産前の妊婦が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染していることの有無を早期に発見するために行う検査（以下「PCR検査等」という。）の費用に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、知事が特に定める場合は、この限りでない。

- （1） 京都府（京都市を除く。以下同じ。）の区域に住所又は居所を有する者
- （2） 妊娠期間中に医療機関においてPCR検査等を受けた者

2 前項に掲げる者から補助金の請求に係る権利を委任された者は、補助対象者とみなす。

(補助対象費用)

第3条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、次の各号に掲げる費用とする。ただし初診料及び再診料は除く。

- （1） PCR検査料
- （2） 検体検査判断料のうち微生物的検査判断料
- （3） 鼻腔・咽頭拭い液採取
- （4） 抗原検査料

2 補助金の額は、PCR検査等1回当たり9,000円とする。ただし、前項の費用の額が9,000円に満たないときは、その額を限度とする。

(調整)

第4条 補助金の交付は、妊婦1人につき1回とする。この場合において、この要領以外の給付等を受ける場合は、補助金の額を減額することがある。

(交付の申請)

第5条 申請書は、知事が別に定める様式によるものとする。

2 申請書は、特別の事由がない限り、当該申請書に係るPCR検査等が終了した月の翌月10日までに提出するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(交付の決定の取消し)

第7条 知事は、申請者が偽りの申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたときは、その交付の決定を取り消すことができる

(補助金の返還)

第8条 知事は、前条の規定により、交付の決定を取り消したときは、既に支給した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月10日以後に開始したPCR検査等に係る補助金から適用する。
- 2 第5条第2項に定める申請書の提出期限について、当該PCR検査等の実施が令和2年4月及び5月であったものについては、この限りではない。

附 則

この要領は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月10日以後に開始したPCR検査等に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年9月30日から施行し、令和2年4月10日以後に開始したPCR検査等に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に開始したPCR検査等に係る補助金から適用する。ただし、同日前に開始したPCR検査等に係る補助金については、なお従前の例による。